

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人国際平和機構（以下、本財団という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 本財団の会員または本財団の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
  - (2) 特定寄附金 本財団の会員または本財団の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
  - (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
- 2 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

### (一般寄附金の募集)

第3条 本財団は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

### (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途およびその他必要な事項を説明した書面（以下、募金目論見書という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

### (募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の交付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および第4条第1項による募集目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第7条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本財団は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の決裁を求めなければならない。

3 第1項の寄附金が、本財団の業務遂行上支障があると認められるもの、本財団が受け入れるには社会通念上不適切と認められるものである場合およびこれらのおそれがあると認められるものであるときは、当該寄附金を辞退するものとする。

(実施規程)

第9条 本規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

寄附申込書

年 月 日

公益財団法人 国際平和機構  
理事長 殿

住 所 (所在地)

ふりがな  
氏 名 (団体・法人名)

(代表者名)



公益財団法人国際平和機構の事業目的に賛同し、下記のとおり寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附金額 円也
- 2 寄附形態 個人・団体・法人 (希望するものを○印で囲んでください。)
- 3 使途の指定
- 4 連絡先 電話 ( )

(団体・法人の場合、連絡担当者)

役職

ふりがな  
氏名